

Q&A刑事事件 4

弁護士 谷山 智光

Q-1 取調べ

先日、飲食店で他の酔客と口論になり、私はその人の肩を押したところ、その人は転倒され、床で腰を打たれました。

その日は帰りましたが、後日、警察から、「被害届が出された。一度話を聞かせてもらいたい。」と連絡がありました。

私は、仕事が忙しく、時間がありません。警察に行かなければならないのでしょうか。

A-1

被害届が出されたことにより、あなたは暴行罪(刑法208条)又は傷害罪(刑法204条)の被疑者となり、取調べのために出頭が求められています。

場合によっては、逮捕されることもありますので、日時を調整してもらうなどして、出頭の求めに応じるのが良いと思われます。

解説

人に暴行を加えると暴行罪(刑法208条)に該当し、その結果、人の身体を傷害すると傷害罪(同法204条)に該当する。被害届が出された場合、捜査機関は、加害者を被疑者として扱う。

そして、「検察官、検察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、被疑者の出頭を求め、これを取り調べるができる。」とされている(刑事訴訟法198条1項本文)。Q1の警察官は、司法警察職員という立場で、出頭を求めている。もっとも、「被疑者は、逮捕又は勾留されている場合を除いては、出頭を拒み、又は出頭後、何時でも退去することができる。」と明記されている(同項但書)。したがって、法律上は、逮捕・勾留されていない場合には、出頭を拒むことはできるし、出頭後、いつでも帰ることもできる。被疑者が帰りたと言っているにもかかわらず、警察官が帰さなかった場合は違法である。

ただ、出頭の求めに応じないことにより、逃亡や罪証隠滅のおそれがあるとして逮捕される可能性も否定できない。このような逮捕が許されるかという問題は

あるが、そのような事態になった場合の不利益・負担は大きいことを考えると、理由を告げて日時を調整してもらうなどして、できる限り出頭の求めに応じるのが良いのではないと思われる。その際も、いつでも帰ることができるという上記法律があることは認識しておくが良い。

Q-2 黙秘権・増減変更申立権・署名押印拒絶権

日時調整の結果、明後日、警察に行くことになりました。警察で話をするのは初めての経験です。注意しておくことはありますか。

A-2

警察において、取調べが行われ、供述調書が作成されます。事実と違うことを認めることのないように注意してください。

取調べにおいては、言わない(黙秘する)こともできます(黙秘権)。供述調書が作成されますが、供述調書に増減変更を求めることもできますし(増減変更申立権)、署名押印を拒絶することもできます(署名押印拒絶権)。これらは法律上の権利です。

解説

司法警察職員等による取調べ(刑事訴訟法198条1項)において、「被疑者の供述は、これを調書に録取することができる。」とされている(同法3項)。かかる調書はその後の手続において証拠となる。例えば、「私がやりました。」という供述調書(自白調書)が作成された後、裁判で「私はやっていません。」と否認しても、上記供述調書が証拠となり(刑事訴訟法322条1項)、有罪になることもある。事実と異なる自白調書による冤罪事件も少なくない。早く終わらせたいから、早く帰りたいからと安易に考えて、事実と違うことを認めてはならない。取調べにおいてはこれが何より重要である。

その上で、取調べに臨むにあたっては、3つの権利が保障されていることを知っておくのも重要である。

第1は、黙秘権である。憲法は、「何人も、自己に不利益な供述を強要されない。」としている(憲法38条1項)。刑事訴訟法では、さらに進んで、「取調に際しては、被疑者に対し、あらかじめ、自己の意思に反して供述をする必要がない旨を告げなければならない。」と明記されている(刑事訴訟法198条2項)。すなわち、自己に不利益かどうか関係なく供述をする必要がない。したがって、言わない(黙秘する)ということも認められる。終始黙秘することも、特定の質問に黙秘することも認められる。

第2は、調書の増減変更申立権である。被疑者の供述を録取した調書は、「被疑者に閲覧させ、又は読み聞かせて、誤がないかどうかを問い、被疑者が増減変更の申立をしたときは、その供述を調書に記載しなければならない。」と明記されている(刑事訴訟法198条4項)。被疑者が調書に加筆を求めたり、削除を求めたり、記載の変更を求めた場合には、それを供述調書に記載しなければならない。記載を拒むことは違法である。

第3は、調書の署名押印拒絶権である。「被疑者が、調書に誤のないことを申し立てたときは、これに署名押印することを求めることができる。」とされている(刑事訴訟法198条5項)。そのため署名押印があれば、その調書に誤りはないと認められることが多い。もっとも、同項では「但し、これを拒絶した場合は、この限りでない。」と明記されている(同項但書)。したがって、署名押印することを断ることもできる。とりわけ、事実と異なる調書には絶対に署名押印してはならない。

これらの3つの権利は、法律に明記された権利である。取調官がこれと異なる説明・扱いをした場合は、法律の明文に反していることを指摘するとよい。

Q-3 弁護人

先日、警察で取調べを受けてきました。警察官からは、「今度は、検察庁から呼び出しがあると思う。」と言われている、この先が不安です。被害者へ謝罪もしたいのですが、連絡先も分かりません。弁護士に弁護をしてもらいたいののですが、どうすればいいですか。

国選弁護人というの聞いたことがあります。国選弁護人はどういう場合に選任されるのですか。

A-3

ご自身で弁護士を選んで、弁護人に選任することができます(私選弁護)。

法律が定める要件を満たす場合には、国によって弁護人が選任される場合もあります(国選弁護)。

弁護人は、被疑者・被告人に助言を与え、被疑者・被告人の権利を擁護します。刑事手続において各種行為を行い、事案によっては被害者対応も行います。

解説

弁護人は、被疑者・被告人に助言を与え、被疑者・被告人の権利を擁護する。この点、身体の拘束を受けている被疑者・被告人は、弁護人と立会人なくして接見し、又は書類若しくは物の授受をすることができる(接見交通権。刑事訴訟法39条1項)。接見禁止決定が

ある場合でも、弁護人との接見交通権には及ばない。また、弁護人は、刑事手続において各種行為を行う。被害者への謝罪、示談交渉等についても、当事者で直接行うよりも、弁護人を通じて行う方が適切な場合もある。

被告人又は被疑者は、何時でも弁護人を選任することができる(刑事訴訟法30条1項)。被告人又は被疑者の法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹も、独立して弁護人を選任することができる(同条2項)。なお、弁護人は、原則として、弁護士の中からこれを選任しなければならない(同法31条1項)。私選弁護は、自身で弁護士を選んで、弁護人に選任する。もちろん、弁護士との委任契約が必要であるから、弁護士費用が必要となる。

私選弁護人を選任することができない場合には、国選弁護人が選任される場合がある。

起訴されて「被告人」となった場合には、「貧困その他の事由により弁護人を選任することができないときは、裁判所は、その請求により、被告人のため弁護人を附しなければならない。」とされている(刑事訴訟法36条。但し、被告人以外の者が選任した弁護人がある場合は除く)。

これに対し、起訴前の「被疑者」の段階では、被告人と異なり、全ての事件で国選弁護人の選任請求ができるわけではない。被疑者に対して勾留状が発せられる場合や勾留請求された場合に限られる(刑事訴訟法37条の2)。したがって、Q3のように在宅で捜査がされているような場合には国選弁護人を請求することはできない。この場合には、私選弁護人を選任するほかない。

なお、私選弁護と国選弁護で弁護人の職務において法律上の差異はない。